

法科大学院協会，文部科学省及び
法曹三者による協議会
第2回会議 議事録

第1 日 時 平成20年10月20日（月） 自 午後2時03分
至 午後3時06分

第2 場 所 最高検察庁大会議室（20階）

小山司法法制課長

本協議会の幹事を務めさせていただいております法務省の小山でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまから、第2回の法科大学院協会、文部科学省及び法曹三者による協議会を開催いたします。

第1回協議会において決定されましたとおり、進行役については法務事務次官が務めさせていただくことにしたいと思います。

事務次官、よろしくお願いいたします。

小津法務事務次官 法務事務次官の小津でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、進行役を務めさせていただきます。

前回の協議会から時間も経過いたしまして、人事異動等によりまして協議会の構成員の多くの方々も交代されておりますので、私から、御出席の方々の御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、法科大学院協会につきましては、協議会の構成員が副理事長から常務理事に代わっております。井上正仁常務理事でございます。

井上法科大学院協会常務理事 よろしくお願ひします。

小津法務事務次官 続きまして文部科学省の銭谷眞美事務次官でございます。

銭谷文部科学事務次官 よろしくお願ひいたします。

小津法務事務次官 続きまして、最高裁判所の大谷剛彦事務総長でございます。

大谷最高裁判所事務総長 よろしくお願ひします。

小津法務事務次官 続きまして、日本弁護士連合会の丸島俊介事務総長でございます。

丸島日本弁護士連合会事務総長 丸島です。よろしくお願ひいたします。

小津法務事務次官 ありがとうございます。

それでは、続きまして合意書の改正案の調印に移らせていただきます。

お手元に『「法科大学院協会、文部科学省及び法曹三者による協議会の設置について（合意）」の改正』と題する文書を配布してございます。

この文章の内容につきましては、事前に皆様方にお諮りしているとおりでございますが、この内容でよろしゅうございましょうか。

(一同異議なし)

それでは、御署名いただきたいと存じますが、よろしくお願いいたします。

(署名)

小津法務事務次官 ありがとうございます。

それでは、議題に入らせていただきます。

前回の協議会以降、法科大学院協会が中心になって法科大学院の成績と新司法試験の成績との関連性に関する調査をしていただきましたので、まず、法科大学院協会から調査結果の報告をしていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

大澤法科大学院協会事務局次長 法科大学院協会の事務局次長であり、また連携協議委員会の主任を務めております東京大学の澤と申します。

私は、御紹介がありました2007年新司法試験に關します法科大学院の成績と新司法試験の成績との関連性に関する調査の実施を担当いたしました。

本日はその報告をさせていただきます。

お手元にはその報告書が1部ございます。

御案内のとおり新しい法曹養成制度のもとでは法科大学院における教育、司法試験、そして司法修習生の修習の間の有機的な連携が求められますが、その在り方を検証する一つの方法として、これらの成績相互の間の関連性を分析するということが有益と考えられます。

本調査は、そのような有機的連携の在り方の検証というものに一つの客観的な資料を提供するべく、法科大学院を修了して新司法試験を受験した者の、法科大学院在学時の学業成績、これと新司法試験の成績との関連性につきまして統計的な手法を用いながら分析を試みるというものでございます。

もともと、本日御報告いたします昨年2007年に行われた新司法試験に関する調査でございますが、これは前例のない初めての試みでありましたため、方法論の検討を含めた試行的な性格のものとして6校の法科大学院の協力のもとに比較的小規模な形で行ってございます。

それで、結果を報告する前提といたしまして、調査の方法につきまして簡単にまず御説明いたします。

調査の対象でございますが、全国の法科大学院、これは74校ございますけれども、その中から規模や所在地、設置主体等を考慮しながら6校ほどの協力校を選定いたしました。選定された6校の特色でございますけれども、報告書5ページを開けていただきますと、そこに表の2-1というものがございます。6校の規模とそれから学生の構成はここに示したとおりでございます。ちなみに6校の所在地は東日本が4校、西日本が2校、また設置主体は国立大学法人が3校、私立の学校法人が3校でございます。

調査は協力校の修了者で2007年新司法試験を受験した者すべてを対象として行いました。したがって、この調査対象者の中には2006年に修了した者と2007年に修了した者とが含まれ、かつ2007年の修了者の中には法学既修者として、法科大学院において2年間の短縮された課程を修了した者と法学未修者として法科大学院における3年間の標準就業年限による課程を修了した者と、この両者が含まれてございます。また、2006年の修了者は法科大学院開設の年に入学をし、そして2年の課程を修了した者ということでありますから、すべて法学既修者に当たるということとなります。

内訳でございますけれども、報告書7ページの表の2-2というところに内訳を示してございます。6校の修了者で2007年新司法試験を受けた者すべてということで、総数は608名、そのうち2006年の修了者が106名、2007年の修了者が502名でございます。502名の内訳はさらに既修者が174名、未修者が328名ということになってございます。この2006年修了者と2007年修了者、また2007年修了者の中でも法学既修者と法学未修者、これらはそれぞれ性格に違いのあるグループと考えられますので、分析に当たりましては区別して扱いました。

次に、調査の項目、内容でありますけれども、法科大学院の成績と新司法試験の成績と、それぞれどのようなカテゴリーの成績の数値をとってきて関連性を調査するのかということを決めなければなりません。この点では、新司法試験の成績につきましては報告書の8ペー

ジ、表2-4にありますようなカテゴリーについて数値をとるということといたしました。また、法科大学院の成績につきましては、報告書の10ページ、表2-5にありますようなカテゴリーについて数値をとるということといたしました。その上で、大きく二つのことを試みたわけではありますが、まず第1に新司法試験については社会的に最も重要な意味を持つはずであるところの合否の結果に着目いたしまして、その合否結果と法科大学院の成績との関連性の分析というものを試みました。

さらに、第2番目といたしまして、科目分野別等、よりきめ細かな特徴を把握いたしますために新司法試験の得点による成績に着目をいたしまして、それと法科大学院の成績との関連性につきまして散布図を作成し、相関係数を算定するという方法での分析を試みました。この後者のほう、相関関係の分析をどういうものの間で行ったかということは報告書の13ページ、表2-7に示してございます。そこにありますような丸がつけて示してあるようなカテゴリー間で相関関係の調査を行ったということでございます。

以下、その結果につきまして概略を御報告いたします。

新司法試験の合否結果と法科大学院の成績との関連性、これにつきましては、さらに二つの方法で分析を試みました。

その第1は、報告書の54ページ以下の表3-5と、同じ調査内容をグラフの形で表しました報告書56ページ以下の図3-1に示された調査でございます。これは、どういうことをやったかと申しますと、司法試験の合否の結果に従いまして総合評価合格者、1次評価合格総合評価不合格、1次評価不合格という三つのグループが出てくるわけでございますが、それぞれのグループ別に法科大学院の成績の平均点を比較してみたというものでございます。

順番が少し前後いたしますが、54ページの3-5-1の表の2007年修了者から御覧ください。2007年修了者について結果を見ますと、総合評価で合格した者を示す数字で1のグループ、この1のグループの法科大学院の成績の平均点というものが最も高く、そして下に行って数字で2のグループ、これは1次評価は合格したけれども総合評価は不合格であった者、そして数字で3のグループ、これは1次評価つまり短答で不合格になった者ですが、1のグループから3のグループになるに従って平均点が下っていっているということがお分かりいただけるかと思えます。試みにどこを見ると特にいいかということなのですが、全授業科目を見てもいいのですが、むしろ既修者も未修者も等しく同じ科目を修得しているという点で法科大学院の成績指標として一番信頼性が高いと思われるのは2年次以降の法律基本科目です。その点で御覧いただきますと、列で4列目LS必修法基(2～)と書いてあるところがございますが、その部分を御覧いただくのが一番よろしいかと思えます。そうしますと、2007年修了生では1が77.10、2が73.62、3が71.83というような数値になってございます。また、それを今度はグラフで分布として捉えたのが、2007年修了者については報告書60ページ以下の図3-1-2でございます。LS必修法基(2年以降)につきましては合否別の得点分布は、報告書61ページ、下段のグラフがそれに当たります。御覧いただきましたとおり、1のグループから2、3となるに従いまして、分布が左側、低得点のほうへ動いているということがお分かりいただけるかと思えます。

今、申し上げましたような傾向というのは、報告書54ページの表3-5-1の、先ほど見ていただいたところの下に今度は既修と未修を2007年修了者で分けたものが出てございます。それを比べてみますと、既修者よりも未修者のほうが顕著な違いが出ていると言え

るかと思ひます。これに對しまして、2006年修了者のほうを御覽いただきますと、これは今申し上げたような傾向というのは見えてとれません。4列目のLS必修法基(2～)を見ましても、1は74.85、2は75.41ということでございますので、このあたりはひっくり返ってございます。3は72.63ということでございます。

これが一つ目でございます。

次に、新司法試験の合否結果に着目した分析の2番目、これは報告書の65ページ以下の、表3-6に示したものでございます。今度は法科大学院の成績を10点刻みで段階化いたしましてその段階別に新司法試験の合格者比率を比較したものでございます。これをやはり2列目の2007年修了者の全体について見てみますと、60点台、70点台、80点台、90点台は非常に少ないですが、その順番に成績段階が上がるに従って総合評価合格者の比率は基本的に大きくなっていると言えるかと思ひます。ここも試みに5行目の2年次以降の法律基本科目を見ていただきますと、2007年修了者の全体で見ますと、60点台では合格者21.3%、70点台、45.8%、80点台、77.8%、90点台は1名しかございませんので、数値として申し上げるのが適当かどうかわかりませんが、1名で1名の合格100%ということでございます。

そしてやはりそのような傾向といひますものは既修者と未修者を比べますと、未修者のほうにはっきり見てとれるかと思ひます。これに對しまして2006年修了者について御覽いただきますと、例えば先ほどの法律基本科目(2年次以降)で御覽いただきますと、60点台が53.3%、70点台が42.7%、80点台、33.3%ということでございますので、完全に逆転をしてしまっているということ、2007年修了生に見られたような傾向というのは見られませんでした。

これが合否結果との間での関連性の調査の概要でございますが、次に新司法試験の得点による成績と法科大学院の成績との相関関係について散布図と相関係数を用いた分析を行ってございます。これが報告書68ページ以下です。報告書68ページにまず表3-7というのがございますけれども、これが相関係数でございます。それからその後、75ページ以下に図の3-2というものがございまして、これが散布図でございます。若干御説明をいたしますと、この図の3-2に示されたようなものが散布図と言われるものでございまして、ここでは縦軸に司法試験の成績、横軸に法科大学院の成績をとりまして調査対象者1人ごとに新司法試験の成績と法科大学院の成績との組み合わせによって定まります座標に点を打ってまいります。そしてその点の分布の傾向から両者の関連性を読み取ることができるという、そういう図でございます。点の分布が右上がりに分布しますならば、両者の間に正の相関関係があるということでございます。

また、戻っていただきますが、報告書68ページ以下の表の3-7に示しました相関係数と言われるものは、新司法試験の成績と法科大学院の成績との相関関係の強さをあらわす統計的な数値です。詳細は省略いたしますが、マイナス1からプラス1の間の数字をとります。そして散布図に描かれた点が右上がり一直線上、一次関数として分布すれば、これはプラス1という値をとります。そしてそれに近ければプラス1に近い数字をとるということで、プラス1に近いほど強い正の相関関係があるということになります。

以上を前提に2006年修了者について68ページの表3-7-1を御覽いただきますと、法科大学院の成績カテゴリと新司法試験の成績カテゴリと一応対応するようなところに網が

かかっていますが、その部分を見ましても、相関係数はかなり小さい数値、場合によってはマイナス数値が出てございます。

また、2006年修了者について、それを散布図で見ますと報告書75ページ以下の図3-2-1ということになります。先ほど来、御注目をいただいております2年次以降の必修法律基本科目ということで見ますと、これは75ページの③がそれに相当します。既修者ですので、全必修法律基本科目というのが、2年次以降の法律基本科目ということになりますが、そこにあるような分布状態、特に右上がりということではなく、むしろ全体に均一に点が分布しているという状況が御覧いただけるかと思えます。

これに対しまして、2007年修了者でございますが、報告書69ページ以下の表3-7-2が2007年修了者全体についての相関係数の表でございますけれども、これは既修者と未修者の違いでありますとか、あるいは科目分野間、あるいはまた大学間などによって、ややばらつきはございますものの、おおむね一定程度以上の相関関係が認められると言ってよいかと思われます。

報告書83ページが2007年修了者についての法科大学院における2年次以降の法律基本科目との関係を示した散布図でございますが、そこを御覧いただきますとおおむね右上がりの分布をしているということが御覧いただけるかと思えます。

そして、散布図の下に相関係数も改めて付記してございますけれども、0.5前後ということでもかなり高い数値を出しているところでございます。

2007年修了者には、このように一定の相関関係が見られるということでございますが、その特徴を既修者、未修者別あるいは科目分野別、大学別等に、さらに立ち入って明らかにいたしますために若干工夫をいたしましたのが、報告書23ページ以下にございます表の4-1でございます。これは相関係数の表に相関係数の大きさに従いまして色分けを施して相関関係の強さを視覚的に分かりやすくしようとしたものでございます。寒色系から暖色系に行くに従って基本的には相関関係が強くなるということでございます。これを見ていただきますと、もちろんそれぞれ色がついておおむね相関が認められるわけでございますけれども、まず報告書23ページで、科目分野の別なく未修者と既修者を比べていただきますと、これは未修者のほうがより強い程度の相関関係が認められるということが気付かれるかと思えます。これは先ほど御覧いただいた散布図を後でまた改めて御覧いただき比較していただいてもお分かりいただけるかと思えます。

2番目に今度は科目分野別に見ていきますと、最初が総合成績、次が公法系、民事系、刑事系と並んでおりますが、順番に見ていただきますと、民事系が強い相関関係が認められてございます。これに対して公法系、あるいは最後に出てまいります刑事系は相関関係は民事系に比べると弱いということでございます。とりわけ刑事系の既修者グループについて見ますと、これは全体に見られた傾向とはやや異なる結果が出ておる、この点が注意を引くところでございます。

3番目に、大学別にも一応この相関係数の表というのは出してございますけれども、大学間でも当然のことながら相関関係には強弱の差が見られます。ただし、科目分野の別なく大学間に一貫して認められる傾向があるかと申しますと、差し当たりはっきりしたものは見出されないと言ってよいかと思えます。

以上の調査結果を大まかに概括いたしますとすれば、法科大学院の成績と新司法試験の成

績との間において2006年修了者については明確な関連性を確認するということはできませんでしたが、2007年修了者については一定の関連性を認めることができたと言えるかと思えます。

ただし、その関連性の程度には既修者と未修者、科目分野別、大学別に差異が認められた。そのような整理ができるかと思われます。

なお、若干補足をさせていただきますと、まず今回の調査では司法試験の出題内容とは直接の対応関係のない、実務基礎科目とか基礎法学・隣接科目、展開・先端科目といったものについても司法試験の総合成績との関連性の調査というのを試みました。その点は、23ページの先ほどの色分けした表で、右端のほうは今申し上げたような科目でございますけれども、未修者と既修者の間で差は大きいものの、差し当たり全体のところで見てみますと、実務基礎科目、展開・先端科目との間では一定の相関関係が認められました。ただし、これらの科目については、大学ごとの授業科目の構成や単位取得状況にかなりの差があるというのも今回調査をしてみても分かったことでございます。

この点で、結果の見方については慎重さを要するところもあるように思われます。また、今回の調査では選択科目についても、調査を実施し、その結果をまとめました。しかし、ここでも先ほどの基礎法学・隣接科目や展開・先端科目について述べたのと同じような大学間の差というのが、授業科目の構成そのものに強くあるのに加えて履修状況がばらばらであるというようなこともありました。また、選択科目については選択科目ごとの調査対象者数は限られているということもあまして、ここで得られた結果の信頼性につきましてはかなり限界があるのではないかとこのように考えてございます。

以上、調査結果の概要を申し上げましたが、その調査結果の意味や評価につきましてはさまざまな見方があり得るところであり、調査によって得られた数値のみから一つの見方を定めるということは難しいと言えるかと存じます。また、そもそも限られた協力校による単年度の調査結果であるということもございますので、調査結果自体が偶然の結果に過ぎないという可能性もあり、一般化をするということには十分慎重でなければならないように思われます。

しかし、本調査の限りでも、連携の在り方に何らかの問題が浮かび上がってくるということであれば対処が必要でありましょうし、また今後の議論に資するためということもございませす。そこで差し当たり調査の実施主体として本調査の意味に留意しながら、また法科大学院教育の現場における経験も踏まえながら若干の点について見方をお示しし、御参考に供したいと思います。

報告書の最後に緑色の紙が一つ入りまして「法科大学院の成績と新司法試験の成績との関連性に関する調査 調査結果について」という部分がございます。その1ページ目に少し絵が書いてございますところを御覧いただきたいと思ひます。

この調査がどういうものかということなのですが、本調査で用いられた法科大学院の成績というのは法科大学院在学時の学習到達点としての法的知識なり能力というものを一定の視点なり基準に従って評価した、それが法科大学院の成績ということかと思われます。

右のほうから左のほうへ向かって法科大学院の教育を施して学習成果が評価されてLSの成績になるという絵になっておるわけでございますが、この法科大学院在学時の知識とか能力というのは大まかに言ひますと入学前に獲得されていた知識・能力と法科大学院において

獲得された学習成果と、その双方からなっているということになるかと思えます。

また次に、今後は新司法試験の成績はどうかということですが、今度は縦の流れでございますけれども、これは試験受験時の法的知識なり能力を一定の視点なり基準に従って評価した結果ということですが、この試験受験時の知識・能力というのは大まかに言えば法科大学院入学前に獲得していた知識・能力と法科大学院で得られた学習成果、さらに、法科大学院修了後の学習成果というものからなるということになります。

両者を突き合わせるということの意味でございますが、法科大学院の成績と新司法試験の成績とがそれぞれの時点における調査対象者の法的知識なり能力というものを正確に測定できていると仮定し、かつ法科大学院修了後の学習成果の影響が大きくはないのだと仮定をした場合に、両者が相関をしているということは直接には両者の評価の視点なり基準というものにずれがないということの意味することになるかと思われまふ。それは、連携という点で重要なことであろうかと思われまふ。

そして、法科大学院成績評価の視点なり基準というものが法科大学院における教育内容を反映しているとしますならば、今のような相関があることは新司法試験の評価の視点・基準と法科大学院の教育内容との間にずれがないということも推論させるということかと存じまふ。そういうものとして本調査は見るべきであろうと思われるわけだ。

そのことを前提に2006年修了者と2007年修了者について若干だけコメントをしまふ。

2006年修了者について考えてみますと、2006年修了者の新司法試験の成績には法科大学院を修了した後の、したがって法科大学院の成績には反映し得ない学習成果というものがかなり直接的な形で影響していると考えられまふ。そうだとしますならば、法科大学院の成績と新司法試験の成績との間の関連性が弱いということにはそれなりの理由があり、そのことは新司法試験の受験資格が法科大学院修了後5年間に3回の範囲で認められているということも前提にすれば、制度上直ちに問題視すべきことでもないということかとと思われまふ。それゆえ、2006年修了生に関する調査結果というものは連携の在り方について直ちに何か問題を提起するというものではないと言えるのではないかとと思われまふ。

次に、2007年修了者については、本調査で認められた関連性の程度というものが十分なものと言えるのかということが一つ問題となるかと思えます。この点で本調査は分かりやすさのために相関係数の大きさを指標とした色分けや、あるいは相関係数の大きさによって強い程度、やや強い程度、一応の程度といったような呼び方の使い分けをしたりするといったしましたが、相関係数にはそれ自体としてその大きさを評価する絶対的な基準があるわけではございませぬ。

したがって、相関係数がこのくらいの数値だったから関連性の充足度として十分だというような議論の仕方ができるわけでないという点には注意を要しまふ。そのことを踏まえた上で、法科大学院の成績と新司法試験の成績との間にはそれぞれ測定 of 正確性や測定時の偶然的な事情が介在するなど、統計的手法を用いた分析に誤差を生じさせる一般的な要因が働くということはもちろんでありますが、それ以外にも100%の相関は決して期待し得ない事情というのが存在をするということがあるかと思われまふ。

法科大学院と新司法試験の成績評価の方法が違ふということ、また法科大学院の成績の中核をなしている必修科目でございますが、配当年次が2年次までであることが多く、そこで

の成績というのが必ずしも法科大学院における最終的な到達点を表しているわけではないということがございますので、そのあたりを考慮しますと、少なくとも今回の調査結果というのは法科大学院の教育と新司法試験との連携の在り方について何か直ちに改善を要するような際立った問題の存在を示すものではないと言ってよいのではないかと思います。

初めにも申しましたように、限られた協力校による単年度の調査であります本調査から浮かび上がった所見というものを一般化するというには十分慎重でなければなりません。2007年修了者の相関関係には幾つか興味深い所見が見出されましたが、この点については継続的な調査の中で確認をしていくということが必要ではないかと思われま

最後に、その点を述べまして報告を終わりとさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

小津法務事務次官 大変詳細な調査と御報告をいただきましてありがとうございました。

ただいまの調査結果、その御報告につきまして何か御質問はございますでしょうか。ありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは特にございませんようですので、続きましてこの調査結果の意義につきまして皆様の御意見をちょうだいしたいと思います。

先ほど大澤先生からこの調査結果をどう見るべきかということについてもお話はございましたけれども、より広くこの調査の意義につきまして井上先生からお願いできますでしょうか。

井上法科大学院協会常務理事 それでは私から、僭越ですが、この連携協議に基づきまして法科大学院協会が実施主体ということで調査をさせていただいたのですけれども、これは正直言って大変な労力のかかる調査であったというふうに承知しております。

法科大学院協会は、御承知かもしれませんが、皆様のところの母体のようにちゃんとした組織があってお金があるというわけではなくて、我々個々の法科大学院は手弁当で集まってやっているものですから、手もなくお金もないという状況のもとで、文部科学省の委託事業として一定の資金をいただきまして早稲田大学の御協力も得て行ったのですが、大澤教授はほとんどこれにかかりっきりで、専門である刑事訴訟法の勉強はもとより法科大学院の授業も大丈夫かと思うほど打ち込んでくださりまして、相関係数の専門家にはなったと思うのですが、ちょっとそのコストに見合うだけのびっくりするような目を開かれるような結果が出たかという、必ずしもそうではないわけです。ただこれは一つの初めての試みに基づく客観的なデータでありますので、司法試験の在り方を考える上でも、また法科大学院自身の教育の在り方を自己点検するためにも有用な素材になった意義のある調査であったのではないかと考えております。

ただ、この結果を直ちに何らかの意味付けをして性急にある結論を導くということとはできないということは大澤教授のほうから、るる指摘なり、説明があったとおりであります、一般的には法科大学院教育の方向性と新司法試験の方向性とが大きくはずれていないということは言えるかと思うのですが、ここから例えば最近、去年から今年になって世間で宣伝されているような法科大学院の教育の質がどうのこうのということに結びついて、その根拠となるようなものではないことはもちろんですし、またこの連携の問題についてもこの数値から直ちに連携がうまくいっている、うまくいっていないということには当然にはならないように思いますので、この辺の意味付けについては慎重に扱う必要があるのではないかと

ています。

今回は、6校という協力校、限られた協力校の単年度の評価ですので、その6校についても何かこの6校はこうだというようなことは言えないのはもちろんですし、そこから法科大学院一般についてこうだということも言えないだろうと思っています。

今後についてはまた後ほど議論をさせていただきますが、ただこの調査は非常に苦勞をして、私などはそばから見ていたわけですが、その方法などについても試行錯誤を重ねながら、工夫を重ねながらやってきたということで、今後はこういった調査の在り方や方法を更に良いものにしていくための一つのよいたたき台になったのではないかと考えております。

以上です。

小津法務事務次官 ありがとうございます。

それでは、続きまして文部科学省からお願いできますでしょうか。

銭谷文部科学事務次官 法科大学院制度を所管する立場から御発言をさせていただきますけれども、初めにこの調査結果の取りまとめに当たりまして大澤先生を始め御尽力いただいた法科大学院協会、法務省、最高裁、日弁連の皆様方、それから特に対象校として御協力をいただきました6法科大学院の皆様方に厚く御礼を申し上げたいと思います。

今回の検証は、プロセスとしての法曹養成制度が有効に機能しているかということについて司法試験の成績と法科大学院在学中の成績の相関関係の点から検証を行うという意味で非常に重要な意義を持っていると思っております。その結果において、全体として司法試験の成績と法科大学院在学中の成績に一定の相関関係があるとの結果が見られるということはいかがえるわけでございますけれども、もちろん対象が6校で単年度の結果であることなどから、結論を即断をするということもまた難しいのかなと考えます。

いずれにしても、法科大学院の成績評価及び修了認定というものが一定の厳格性を有しているということは示唆しているのではないかと捉えることができるのではないかと考えております。

今回の検証が法科大学院を修了して法曹界に出た者が、必要な資質・能力を身につけているのか、法科大学院、司法試験及び司法修習の内容が円滑な接続性を有しているのかなどにつきまして、更に今後の検証に、いわば現在の法曹養成制度全体についての検証につながっていくことを私どもとしては期待をしているところでございます。

小津法務事務次官 どうもありがとうございます。

それでは、最高裁判所からお願いいたします。

大谷最高裁判所事務総長 今回のこの関連性に関する調査をまとめていただき、本当に御苦勞様でございました。

最高裁から簡単に述べますと、そもそもこの新しい法曹養成プロセスにおいては、法科大学院において法曹になるために必要な体系的な法律知識と法的な思考力を養うための充実した法理論教育が行われ、それについての厳格な成績評価及び修了認定がなされ、さらにこのような法科大学院の教育内容を踏まえた新司法試験において法科大学院修了者の質が判定されることが制度上予定されているわけでございますので、これら両者の有機的連携を確保することが特に重要であるということは言うまでもないところでございます。

今回のこの検証作業でございますけれども、このように新しい法曹養成プロセスの中核を

担う法科大学院教育と新司法試験との有機的な連携の確保の在り方を協議するために必要不可欠なものでございまして、五者協議会における連携検証の成果として今回の報告書が提出されたことの意義は大きいものと認識しております。

今回の検証作業は五者協議会の発足後初めて行われたものでございまして、協力校も6校に過ぎず、いわば試行的検証にとどまっているということも踏まえまして、今回のこの検証結果だけから新しい法曹養成プロセスについて断定的な評価をするということは難しいと言わざるを得ません。法科大学院成績と新司法試験成績の関連性に関する検証が更に充実した形で引き続き行われることが重要であろうと考えております。

以上でございます。

小津法務事務次官 それでは座っている順番で先に法務省から申し上げさせていただきます。

改めて申すまでもないことではございますが、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律によりまして、国は法科大学院における教育と司法試験との有機的な連携を図る責務を有することになっているわけではございますが、この調査報告書は法科大学院における成績と司法試験の成績との関連性を検証することを目的として行われたものでございまして、非常に重要な意義を有するものと考えております。大変にありがとうございました。

この報告書につきましては、既に御指摘がございまして、もちろん幾つかの限界があるということについても十分留意する必要があるわけではございます。対象の法科大学院がどの大学院であるかということについては明らかにはなっていないわけではございますが、対象の法科大学院が6校であるということ、そしてこの調査報告書は単年度の試験結果を検証しただけであるということがあるわけではございます。

また、もちろんこの相関係数等を用いて種々の検証を試みていただいたわけではございますけれども、相関係数につきましては母集団の数でありますとか、成績の分布とのさまざまな条件で変動し得るものでございますから、この結果を見るについては十分慎重に見る必要があるというふうにも考えているところでございます。

そのような点がございまして、いずれにしても最初の検証として大変大きな意義があったというふうに私どもとしても考えているところでございます。

それでは、続きまして日弁連からお願いいたします。

丸島日本弁護士連合会事務総長 まず、井上先生、大澤先生のお話から、この調査報告書を見させていただいても大変な御努力であったということで、協力いただいた6校とともに、まずは御礼申し上げたいと思っております。

まず、今回の調査目的につきましては、新しい法曹養成制度の理念に即した法科大学院の教育と司法試験との有機的な連携の在り方を検討する前提として両者の関係に関する実情の把握とともに法科大学院の在り方と新司法試験の在り方の双方について自己点検の素材を提供するということとされております。

そこで、まず各協力校におかれましては、今回の調査結果を踏まえてそれぞれの教育内容や成績評価あるいは司法試験結果との相関など具体的な自己点検が実施され、それぞれの協力校の協力において司法試験との有機的な連携について改善が図られ、またその検討内容が全体的な議論の材料となるような形で取りまとめた報告を提出されることを期待したいと考えております。

当初より調査の限界として指摘されておりましたところでありまして、また検証作業の初

年度としてやむを得ないところであると考えますが、今回の調査にはいろんな限界があろうかと思えます。

また、今回の調査のみでは法科大学院の教育と司法試験が法曹養成制度のあるべき理念に即して有機的に連携しているかどうかを結論付けることはできないということは改めて明確になっているかと存じます。

まず、今回の調査は極めて詳細な項目にわたって計数的分析が行われておりますが、その一方対象校が6校のみに限られておりますために全校の法科大学院全体の傾向を把握するためにはやはり不十分ではないかというふうに考えます。調査対象の大学院名が匿名とされ、また当該大学院の具体的な教育内容や成績評価の方法なども開示されていないために、法科大学院の具体的な教育内容や成績評価の方法と司法試験の成績結果の相関の有無あるいは程度などに踏み込んで有機的連携の在り方を検討し、結果を五者で共有するということまでには至らなかったというふうに思います。

調査結果とその計数的分析結果を共有するにはかなり時間を要することでもありますし、調査結果について十分な検証を行う時間は確保することにはまだ至っていないかと考えております。

いずれにいたしましても、法科大学院協会と会員校におかれましては、法科大学院の教育の充実が喫緊かつ極めて重要な課題であり、法科大学院の志望者や大学院生、法曹、ひいてはこれを利用する国民にとっての影響が大きなものであることを踏まえて検証作業促進のために積極的な協力をいただきますことを期待したいというふうに考えております。

以上でございます。

小津法務事務次官 どうもありがとうございました。

それでは、今回の調査につきましての意義につきましてそれぞれ御発言いただいたわけですが、今後の検証の方向性につきまして御意見をちょうだいいたしたいと思えます。

では最初に、法科大学院協会からお願いいたします。

井上法科大学院協会常務理事 今後も、この今年度の調査の結果あるいはそれを実施した経験を踏まえて、それを更に拡充した調査の継続が必要だろうと思っております。

ただ、しつこいようですけれども、あくまでこれは法科大学院における教育と司法試験との連携の在り方を考える基礎データであり、その連携を更によりよいもの、より効果的なものにしていくためのものであって、法科大学院における教育が司法試験に結びついているかどうかということが法科大学院の教育の質をはかる、単純なバロメーターのようなものにされてしまいますと、本来の在り方というものを見失って法科大学院における教育を偏狭な、あるいはかなり偏ったものにしてしまうというおそれがありますので、そのことを見失うことなく、更に精度の高い、意味のある調査に発展させていくべきだろうと思っております。

我々のほうも、個人情報を扱うとか、各校の協力を得ないといけないということから最初はこちら限りとした範囲でパイロットスタディ的なもので始めさせていただきましたけれども、今年度からはより拡大をして全体で20校程度まで協力を増やして調査を実施するという方向で協会全体としての意思確認をしておりますので、その方向で現在準備を進めているところであります。

実施に当たっていろいろ留意する点というのはもう既に大澤教授からも指摘があり、そういうことに気を払いながら、しかし有効な調査を行っていければなど、いろいろ日弁連から

も御注文を今いただいたところなんですけれども、実際にそれを具体的にどういう方法で行っているのかというのは実施する上では非常に難しい問題もありまして、それについてお互いに知恵を出し合って意味のある調査にしていければなと考えております。

小津法務事務次官 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして文部科学省からお願いいたします。

銭谷文部科学事務次官 今もお話がありましたけれども、今回の検証はやっぱりパイロット的な性格で6校の協力に限られていて、大変な御苦勞をいただいて検証いただいたわけでございますけれども、そういったことから今回の結果をもって一般的な結論を導き出すというのはなかなか難しい側面もあると思います。

それで、今お話がございましたように、今後対象校を増やしてサンプル数を十分確保した上で、今お話がありましたような結果が全般的に適用できるのか、検証を継続していく必要があるかと思っております。

今後、対象校を増やしていく過程におきましては、検証の方法につきましても今回の検証と同様に詳細に相関関係を見ていく必要があるのかどうか、こういう検討も含めながらいずれにしてもプロセスとしての法曹養成制度が実質的に機能しているかということを検証するための効率的な検証方法の模索をしていく必要があると思っております。

小津法務事務次官 ありがとうございました。

それでは、最高裁判所からお願いいたします。

大谷最高裁判所事務総長 先ほど述べたところと重複になりますけれども、今後のこの五者協検証において法科大学院の成績と新司法試験の成績との関連性に関する検証が更に充実した形で引き続き行われることが重要であると考えます。特に今回の検証作業における協力校は6校に過ぎませんし、いわば試行的調査にとどまるものと思われまので、同様の検証作業が引き続き実施されるに当たっては検証の対象となる法科大学院の範囲が可能な限り拡大されることが望まれます。

また、新しい法曹養成制度において法科大学院教育と司法試験との有機的連携が図られているかという観点から、例えば法科大学院の規模、それから未修者と既修者の割合、社会人の割合、志願倍率などといった各法科大学院の特性を踏まえて法科大学院成績と司法試験成績との相関関係の内容・程度に関する要因を分析するなど、更に多角的かつ実証的で信頼性の高い検証・分析が行われることを期待したいと思います。

小津法務事務次官 ありがとうございました。

それでは、法務省から述べさせていただきます。

まず、ぜひ今後とも検証を継続すべきであると考えているところでございます。

今回の調査につきましては幾つかの限界があるということは申し上げましたけれども、この今回の調査報告におきましても、幾つかの大変興味深い特徴的な点が表れているようにも思います。今後とも検証の対象校を拡大しながら相関関係の検証を継続して経年的な変化を見ていくことが必要ではないかと思っております。

法科大学院生の教育というのは、各法科大学院の創意をもって個別に行っているものでございますので、今後とも今回の検証方法と同様に各法科大学院別に相関関係の検証を行うことが必要ではないかと思われま。

またその際には、経年的な変化を観察するために今回検証に参加したパイロット校には引

き続き参加していただければと思っております。

また検証の対象校を拡大いたしました上で、検証の方法につきましてはより効率的な在り方というのがないかということについても検討をしていく必要があるのではないかと考えております。また将来的には検証の対象校の具体的な教育の実情が把握できるような形で検証を進めていくことができないかということも考えるべきではないかと思っているところでございます。

以上でございます。

それでは、続きまして日弁連からお願いいたします。

丸島日本弁護士連合会事務総長 それでは、まず1点目は今回の調査結果の検証の在り方についての意見を申し上げますが、まず今回の分野別、科目別の分析で民事系の分野にはやや強い程度の相関が認められているのに対して、公法系、刑事系の分野の相関が一応の程度の相関にとどまっていることについては分析の必要があり、また法科大学院教育と司法試験双方で具体的にその原因の分析・検討を深めて問題点の所在を示す必要があるのではないかと考えております。

また、今回の調査において2007年修了者の法科大学院における成績と司法試験の成績との間には一定程度の関連性が認められますが、2006年修了者の法科大学院における成績と司法試験の成績とに相関関係が認められなかったということについて、法科大学院協会からは、法科大学院修了後の学習成果が新司法試験の成績に反映することは新司法試験の受験資格が法科大学院修了後5年間に3回の範囲で認められていることを前提とすれば、制度上予定されていることであるとの指摘がされており、この指摘自体は適切であると考えますが、その相関関係の有無や程度について今後継続的な調査結果を踏まえて慎重に検討することが必要ではないかと考えております。

二つ目は今後の調査の在り方についてですが、現在法科大学院協会では平成20年の司法試験について調査協力校を20校に拡大する方針とのことでありますが、全法科大学院74校の調査の実現を目指して調査と計数的分析の体制を充実させ、調査対象校の校数の拡大を速やかに実現していく必要があるのではないかと考えております。

また、法科大学院協会が調査を行った法科大学院の校名を明かにするか、またはそれにかわるその他の方法で五者の中で具体的な教育内容、成績評価の方法等、司法試験の成績結果の相関の存否や程度などについて踏み込んだ検証を行うことが有機的連携の在り方を具体的に議論していくために極めて重要であると考えております。

法科大学院協会におかれては、調査とその分析を行う体制を整備していただき、あるいはまた他の四者が協力することにより、迅速で充実した調査と分析を実施することが必要ではないかと考えております。

最後に今後の検証の在り方についてであります。法科大学院における成績と司法試験における成績等との関連性を検証して、その在り方を協議するワーキンググループには今後もその関連性についての検証を拡充・継続していくことが期待されているところでありますが、さらに、本協議会の目的である法科大学院の教育の充実並びに法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の有機的連携の確保の在り方を広く協議するためのワーキンググループを新たに設置するか、あるいは現在のワーキンググループにこの役割をも担わせることが必要ではないかと考えます。

なお、今回の調査結果の検証並びに今後の調査及びその検証に当たっては、その目的が法科大学院の教育と新司法試験との有機的な連携の在り方を広く検証することにあることを改めて確認し、今後の検証の結果が公開されたとしてもそれによって各法科大学院または学生がこの調査と検証の意義を誤解して本来の理念に反して司法試験対策への偏重を強めることのないように注意を喚起することが必要であろうと考えております。

以上でございます。

小津法務事務次官 ありがとうございました。

皆様から御意見を伺いまして、今回の調査結果が意義深いものであるということ、今後も検証校を拡大して検証作業を継続するということにつきましては御意見が一致したというように確認させていただきたいと思っております。

それでは、今後の進め方につきましては、幹事の小山のほうから説明させていただきます。

小山司法法制課長 本協議会のもとにあります検証ワーキンググループにおきまして、今後の検証作業の細部について詰めまして早急に今年度の成績の相関関係の検証作業を行ってまいりたいと考えております。

次回の本協議会の日程につきましては、その作業の状況等を踏まえまして別途幹事会で調整の上、決定させていただきたいと存じます。

小津法務事務次官 それでは、本日の協議会はこの程度にいたしたいと思っております。

今後ともこの協議会におきまして五者で緊密に連携しながら実り多い協議会にしていきたいと思っておりますので、皆様方、関係機関の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

—了—